

10月度荒神山公園グラウンド・ゴルフ例会のお知らせ

拝啓 時下益々御清栄の事とお慶び申し上げます。平素は荒神山公園をご利用いただきありがとうございます。

さて、グラウンド・ゴルフ例会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。どうぞ奮ってご参加ください。

また、平成30年3月には「チャンピオン例会」と致しまして、例会参加者様の年間総合成績で上位の参加者様をご招待させていただきます。

ポイント制度

1位から15位まで、1位15ポイント以下1ポイントずつ少ないポイントが与えられます。  
(16位以下の方は0ポイントです。)

敬具

記

- 開催日時 平成29年10月18日(水) 受付：午前7時30分～7時45分  
※雨天時は翌日 受付終了次第、開会式並びに試合開始  
試合終了予定時刻は11時00分
- 開催場所 荒神山公園グラウンド・ゴルフ場 A～Dコース
- 申込み方法 申込み用紙に参加料を添えて、荒神山公園管理事務所までお申込みください。
- 申込み開始日 平成29年9月13日(水)～ (定員60名をもって締切とする)  
・例会約1週間前を過ぎてのお申込みにつきましては、準備の都合上メンバー表への記載が間に合わない場合がありますのでご了承ください。  
・申込み者が少数の時は、中止させていただく場合もあります。
- 参加料 1人510円(参加賞有り)
- 種目 個人戦
- その他 順延でも開催できなかった場合は、領収書の提示により1回無料でご利用いただけます。(有効期限：例会の翌日から3ヶ月、領収書の再発行はできません。)  
例会終了後、参加者の方は終日グラウンド・ゴルフ場をご利用いただけます。
- お問い合わせ 荒神山公園管理事務所 (TEL：0749-25-1599)  
\*悪天候による開催の有無につきましては、当日の朝7時以降に上記までお問い合わせください。

以上



**【10月度荒神山公園グラウンド・ゴルフ例会】**

NO. \_\_\_\_\_

必ずボールペンで氏名(ふりがな)、住所(番地まで)、電話番号を記入してください。(連絡時必要)

氏名	ふりがな	年齢	才
住所			
電話番号			

※裏面も必ずご覧ください。

## 競技上の諸注意等

1. 競技規則 日本グラウンド・ゴルフ協会のオフィシャルルールに準ずる。但し、一部ローカルルール及び本例会の申し合わせ事項による。
2. 競技方法 4人程度で1組とし、A～Dコース（各8ホール）でプレーする。  
4コースの合計スコアで順位を決定する。同スコアの場合は、2トマリまでの最少打数の多い者を上位とする。それも同数の場合は年長者を上位とする。
3. 成績表の記入方法 スコア用紙は、日本グラウンド・ゴルフ協会に準じた本例会専用用紙を使用する。  
各組の第1打者は8ホールをホールアウトした後に個人の成績（スコアと1打数、2打数）を記録表に転記し、本人及び同伴者1名の確認サインをしてスコアカードとともに提出する。
4. 用具 クラブ、ボールは日本グラウンド・ゴルフ協会の認定品とし、規定外の用具を使用した場合はオープン参加とする。（表彰対象外）  
参加申し込み時に、クラブ等の申し込みもできる。（有料）
5. 表彰 1位～3位  
指定ホールのホールインワン賞（A～D各1ホール）、ブービー賞、飛び賞  
参加賞あり
6. その他
  - ①選手は競技開始10分前までに所定の場所へ集合してください。
  - ②打順はローテーションとし、記録は各ホール第1打者が行う。第2ラウンドの打順及び記録は第1ラウンドからの連続とする。尚、記録は同伴者の打数を本人に確認すること。
  - ③コース内は全てフリーとする。柵、立ち木、周囲の竹等にボールが密着して打撃できないときは、クラブ1本分以内でホールポストに近づかない場所へ出し、1打数付加してプレーする。コース外に出た場合も同じ。
  - ④押し出し、廻し打ち、かき寄せ等の不正打撃は1打数の付加とする。
  - ⑤邪魔になるボールを取り除くときは、持ち主がボールの後方にマーカーでマークをして取り除く。
  - ⑥競技中の打撃練習、助言等はすべて違反とする。違反は1打数の付加とする。
  - ⑦競技中は他のプレーヤーのボール等に注意をして、けがの無いようにプレーする。
  - ⑧競技上の傷害事故については、応急処置を行うが、その後の責任は本例会で加入の傷害保険内の範囲とする。
  - ⑨申込者が出場できないとき、代理出場を認める。代理出場を希望される場合は変更をできるだけ早めに届け出ること。
  - ⑩こまめに水分補給をして体調管理に留意すること。（例会中の飲酒は絶対禁止）
  - ⑪例会進行中、雨天等によりプレーを中止した場合、中止時点で2コース以上のプレーが終了していれば、試合は成立したものとする。